

## 訪問介護事業所黒潮：介護

### サービス利用料及び利用者負担

市町村から交付される介護保険負担割合証に基づき、下記料金に対し自己負担額をお支払いいただきます。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス料金は全額自己負担となります。

### 【利用料金】 1割負担の場合 (単位)

	20分未満	20分～30分 未満	30分～1時間 未満	1時間～1時間30分 未満	30分毎
身体介護	166	249	395	577	83

\*生活援助加算＝25分毎に66単位（身体介護から引き続き行った場合）

(単位)

	20～45分	45分以上
生活援助	182	224

### 【加算料金】

- \*早朝（午前6時から午前8時）夜間（午後6時から午後10時）は25%加算。
- \*深夜（午後10時から午前6時）50%を加算
- \*やむを得ない事情でかつ、お客様の同意を得て2人で訪問した場合は2人分の料金となります。
- \*初回加算＝200単位
- \*緊急時訪問介護加算＝100単位/回
- \*サービス提供地域外加算（四万十市以外の方）＝所定単位数に100分の5を加算
- \*生活機能向上連携加算（Ⅰ）＝100単位
- \*生活機能向上連携加算（Ⅱ）＝200単位
- \*介護職員処遇改善加算（Ⅰ）＝算定単位数の1000分の137加算

## 訪問介護事業所黒潮：総合事業（四万十市）

### サービス利用料及び利用者負担

市町村から交付される介護保険負担割合証に基づき、利用者負担額をお支払いいただきます。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス料金は全額自己負担となります。

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担 (1割)
訪問型独自サービスⅠ (1月につき)	週1回程度の訪問型サービスが必要とされた者 (事業対象者・要支援1)	11,720円/月	<b>1,172円</b>
訪問型独自サービスⅡ (1月につき)	週2回程度の訪問型サービスが必要とされた者 (事業対象者・要支援1)	23,420円/月	<b>2,342円</b>
訪問型独自サービスⅢ (1月につき)	週2回を超える程度の訪問型サービスが必要とされた者 (要支援2)	37,150円/月	<b>3,715円</b>
訪問型独自サービスⅣ (1月につき)	1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合 (事業対象者・要支援1)	2,670/回	<b>267円</b>
訪問型独自サービスⅤ (1月につき)	1月の中で全部で5回～8回のサービスを行った場合 (要支援2の利用者のみ対象)	2,710/回	<b>271円</b>
訪問型独自サービスⅥ (1月につき)	1月の中で全部で9回～12回のサービスを行った場合 (要支援2の利用者のみ対象)	2,860/回	<b>286円</b>

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

#### 【加算】

\*初回加算＝月200円

\*生活機能向上連携加算＝月100円（3ヶ月まで）

\*介護職員処遇改善加算（Ⅰ）＝算定単位数1000分137

## 訪問介護事業所黒潮：総合事業（黒潮町）

### サービス利用料及び利用者負担

市町村から交付される介護保険負担割合証に基づき、利用者負担額をお支払いいただきます。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス料金は全額自己負担となります。

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担 (1割)
訪問型独自サービスⅣ	1月の中で4回までのサービスを行った場合	2,670円/回	<b>267円</b>
訪問型独自サービスⅤ	1月の中で5回～8回のサービスを行った場合 (事業対象者・要支援1・2)	2,710円/回	<b>271円</b>
訪問型独自サービスⅥ	1月の中で9回～12回のサービスを行った場合 (要支援2の利用者のみ対象)	2,860円/回	<b>286円</b>

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

#### 【加算】

＊初回加算＝月200円

＊生活機能向上連携加算＝月100円（3ヶ月まで）

＊介護職員処遇改善加算（Ⅰ）＝算定単位数1000分137

＊サービス提供地域外加算（四万十市以外の方）＝所定単位数に100分の5加算

## 訪問介護事業所黒潮：障害福祉サービス

### 利用者負担額

身体介護	サービスの利用に対しては、通常9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費を代理受領する場合には、利用者は、利用者負担分としてサービス料金の1割（定率負担）を事業者にお支払いいただきます。減免が適用される場合には、減免後の金額となります。
家事援助	
外出介護	
日常生活支援	

- \* 初回加算            = 月200円
- \* 緊急時対応加算   = 1回100円（月2回限度）
- \* 特別地域加算     = 所定単位数の100分の15加算

（2人対応が必要な場合）

1人の生活支援員による介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと2人の生活支援員でサービスを提供した場合は、2倍の負担額を頂きます。

（利用者負担額の上限等について）

1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得に応じて4区分の月額負担額が設定され、それ以上の負担の必要はありません。

区 分	世帯の収入状況	利用者負担金
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯 *注1	0円
一般1	市町村民税課税世帯 *注2	9,300円
一般2	市町村民税課税世帯 上記以外	37,200円

\*注1 世帯で300万以下の世帯

\*注2 所得割が16万以下の世帯